



大阪府薬ニュース

無断転載・引用禁止

令和5年3月25日
臨時号
大阪府薬剤師会発行
Tel: 06-6947-5481
Fax: 06-6947-5480

令和5年3月から4月に申請及び届出が必要とされる主な項目について

令和5年3月27日（月）正午12時まで

☐ ゾコーバ対応薬局の新規登録を希望する保険薬局（上限520薬局）

➡ 新型コロナウイルス経口治療薬ゾコーバ対応薬局の追加登録申請

〔問合先：大阪府 健康医療部 生活衛生室 薬務課 医薬品流通グループ〕



令和5年3月31日（金）まで

☐ 薬剤師資格証（HPKIカード）取得費用の補助を受ける場合

➡ 薬剤師資格証の取得申請 〔申請先：日本薬剤師会認証局 等〕

発行費用（補助適用後）

・令和5年3月31日までに認証局が受理（補助額5,500円）

日薬会員：14,300円 日薬非会員：20,900円

・令和5年4月1日から令和5年6月30までに認証局が受理（補助額2,750円）

日薬会員：17,050円 日薬非会員：23,650円



☐ 全薬局 ➡ 前年1月1日から12月31日までの「取扱処方箋数届書」を提出

〔届出先：保健所等所管行政〕

☐ やむを得ない事情により令和5年3月31日までにオンライン資格確認の導入が困難である保険薬局

➡ オンライン資格確認導入の猶予届出 〔届出先：医療機関等向けポータルサイト〕

（紙媒体の場合は「社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課」宛送付）

☐ オンライン請求薬局が令和5年4月以降オンラインによる返戻再請求に対応困難である場合

➡ 電子情報処理組織の使用による返戻照会に係る再請求への移行に係るやむを得ない場合の届出

〔届出先：社会保険診療報酬支払基金 本部事業統括部 オンライン化経過措置担当〕

令和5年4月3日（月）必着

☐ 令和4年度診療報酬改定において経過措置が設けられた地域支援体制加算のうち

調剤基本料3のハを算定し、かつ、地域支援体制加算1又は2を算定する保険薬局

➡ 地域支援体制加算3又は4の施設基準に係る届出書（別添2、様式87の3、様式87の3の3）を提出

〔届出先：近畿厚生局 指導監査課〕

☐ 令和5年3月24日付け事務連絡「調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて」に基づき、令和5年4月1日から新規に連携強化加算を算定する保険薬局

➡ 連携強化加算の施設基準に係る届出書（別添2、様式87の3の4）を提出

〔届出先：近畿厚生局 指導監査課〕

☐ 令和5年3月13日付け事務連絡「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に基づき、令和5年4月1日から新規に後発医薬品調剤体制加算の各区分を算定する保険薬局

➡ 後発医薬品調剤体制加算の施設基準に係る届出書（別添2、様式87）を提出

〔届出先：近畿厚生局 指導監査課〕

令和5年4月10日（月）必着

☐ オンライン請求でない保険薬局が、令和5年12月31日までにオンライン請求を開始するとして

令和5年4月1日から医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する場合

➡ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に係る届出書（様式86）を提出

〔届出先：厚生労働省宛メール online-seikyu@mhlw.go.jp〕

各項目の詳細はOKISS等にてご確認ください。